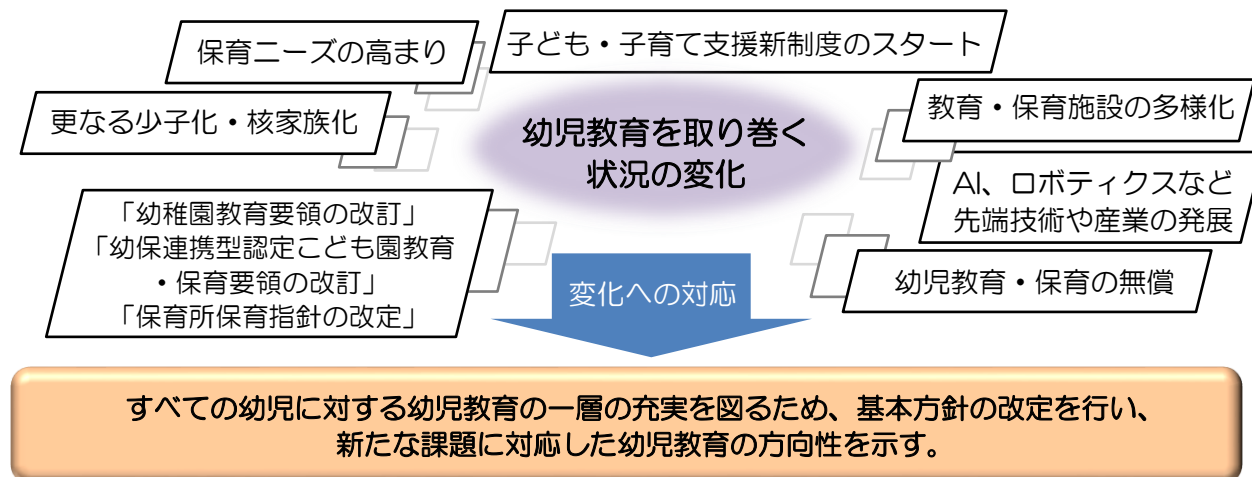


|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 件 名                           | 堺市幼児教育基本方針改定版（案）の策定について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 経 過 ・ 現 状<br>政 策 課 題          | <p>【経過】</p> <p>平成19年12月 「堺市幼児教育基本方針」の策定</p> <p>平成30年11月～ 堺市幼児教育推進検討会議及び担当部会を立ち上げ、教育委員会事務局と子ども青少年局で基本方針改定版（案）の検討を開始</p> <p>令和元年5月～ 堺市幼児教育推進懇話会を開催し、外部有識者から、改定版の策定について意見を聴取（令和元年5月・7月、令和2年1月開催）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 対 応 方 針<br>今 後 の 取 組<br>（ 案 ） | <p>【基本方針改定版（案）の内容】資料1, 資料3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年の策定から10年以上が経過し、幼児教育を取り巻く状況は大きく変化してきた。AI やロボティクスなどの先端技術が産業に取り入れられ、グローバルな社会も進展しており、子どもたちの自ら課題を解決していく柔軟な発想力や創造性、豊かな感性などを育てていくことが求められている。</li> <li>・また、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領などが改訂され、これまで以上に小学校教育への接続を円滑にすることが示された。</li> <li>・こうした様々な状況の変化を踏まえ、本市の幼児教育におけるめざす方向や基本姿勢等を明確にし、幼児教育推進に向けた施策を示したもの。</li> </ul> <p>【公立幼稚園の再構築について（案）】資料2 及び別紙</p> <p>幼児教育推進に向けた施策として、各公立幼稚園の方向性、跡地活用、研究実践園の選定の考え方について示したもの。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>令和2年3～4月 基本方針改定版（案）及び公立幼稚園の再構築について（案）に対するパブリックコメントの実施</p> <p>令和2年5月 教育委員会定例会（議決）</p> |
| 効 果 の 想 定                     | <p>遊びを通した総合的な指導で、資質・能力の向上</p> <p>さらなる幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続</p> <p>しなやかでたくましい「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 関 係 局 と の<br>政 策 連 携          | 子ども青少年局                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## 1. 改定の趣旨



## 2. 基本方針の位置づけ

- 「堺市マスタープラン」「堺市 SDGs 未来都市計画」「堺市教育大綱」「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」における目標等を踏まえ、本市における幼児教育推進の基本的方向性を示す。
- 「堺市子ども・子育て総合プラン」をはじめとする諸計画との整合を図りつつ、関係部局・

## 3. 幼児教育の基本理念とめざす方向

幼児期は、周囲からの愛情ある関わりの中で安心感に支えられ、自発的な活動としての遊びを通じて生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、適切な教育環境を整え、心身の調和のとれた発達を促すことが重要である。

- 遊びを通しての総合的な指導を行う中で、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの資質・能力を一体的にはぐくむ。
- 教育・保育施設と小学校とが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、発達と学びの連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図る。
- 「自分のよさを知り、人とのつながりを大切にする気持ちをはぐくむこと。」「自ら興味をもって様々な活動に取り組む意欲をはぐくむこと。」「目標に向けて努力する粘り強さやチャレンジする力をはぐくむこと。」「地域の人と関わり、地域の文化や伝統の豊かさに気づく力をはぐくむこと。」を大切に教育・保育を進めることで、しなやかでたくましい「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成をめざす。

## 4. 幼児教育に関わる施策・動向と課題

- 教育・保育施設の多様化と保育者の資質・能力の向上
- より円滑な小学校教育への接続
- 特別な配慮を必要とする幼児への対応
- 教育・保育ニーズの変化や幼児教育・保育の無償化に伴う対応
- 更なる少子化・核家族化に伴う対応
- スマートフォンやタブレットなどのメディア（IT 機器）普及に伴う対応
- SDGs における教育関連目標への対応

国の施策・動向や社会情勢の変化に対応した質の高い幼児教育  
小学校教育への円滑な接続

## 5. 幼児教育の推進に当たっての基本姿勢

### ■すべての幼児に対する質の高い幼児教育を推進します

自発的な活動である遊びを通して、幼児期にはぐくみたい資質・能力を総合的にはぐくむため、保育者の更なる資質・能力の向上や、施設間の連携・相互理解を図る。

### ■自尊感情をはぐくみ、互いを尊重し合える豊かな人感感覚を育成します

子どもたちがたくさんの愛情を注がれながら人との関わりを深める中で、人権感覚の基盤となる自尊感情をはぐくむとともに、自分も周囲の人々も大事にし、互いを尊重し合える心を育てる。

### ■子ども一人ひとりを大切に、安心できる集団づくりを進めます

生活環境や個々の特性、発達段階などの違いを踏まえ、幼児理解に基づく一人ひとりに応じた教育や支援を行う。

### ■発達と学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続を図ります

幼児教育堺スタンダードカリキュラムで示している接続期に大切にしたい 5 つの生活と遊び（①楽しく体を動かす②ねばり強く取り組む③豊かな言葉を身に付ける④数に親しむ⑤決まりを守って生活する）を堺のスタンダードとして重点的に取り組む。

### ■子どもと家庭・地域が共に育つ「横にひろがる教育」をめざします

家庭や地域と連携し、幼児が生活するあらゆる場での幼児教育の充実を図る。

## 6. 幼児教育推進に向けた施策 ～幼児教育スタンダードの確立に向けて～

### 主な取組

#### ● 研修の充実

公民すべての保育者を対象とする研修を拡充し、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及や啓発に努めるとともに、園内研修の実施を推進する。

#### ● 幼小の連携・接続の強化

発達の連続性を踏まえた教育・保育を推進するため、幼小交流の促進や、幼小連携担当者の位置づけ、保幼小合同研修会の充実などを行う。

#### ● 一人ひとりの幼児に応じた教育の推進

専門性を高める研修の実施や専門家による巡回相談、保育のユニバーサルデザイン化の促進と効果のある取組等の共有を進めるなど、一人ひとりの幼児に応じた教育を推進する。

#### ● 子育ての支援の充実

保護者同士がつながる場作り、保護者への啓発・相談のための取組を進め、保育者に対し保護者支援・対応についての研修を充実させる。

### 主な取組を支える推進体制

#### ● 幼児教育センター機能の構築

教育・保育施設に対する体系的な研修や助言・相談業務、研究実践の推進とその成果の発信、家庭教育や子育ての支援を含め幼児教育に関する情報提供などを中核的に行う幼児教育センター機能を構築する。

#### ● 幼児教育アドバイザーの派遣

経験豊富な元幼稚園長等を幼児教育アドバイザーとして教育・保育施設へ派遣し、園内研修の支援等を行う。

#### ● ミドルリーダーの育成

保育者同士の情報交換や共同での事例研究を促進し、ミドルリーダーとなる人材を育成する。

#### ● 公立施設の研究実践機能の強化

これまで公立が培ってきたノウハウを活用した実践的な研究を行うなど、幼児教育センター機能を充実させるための中核的役割を担う。

### 公立幼稚園の再構築

- ・ 幼児教育の推進体制の充実に向け、公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図るためには、平成 19 年に策定した基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園の再構築が必要である。
- ・ このことから、特別支援教育や幼小連携の取組、地域の子育て支援などに取り組んできたこれまでのノウハウをいかし、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とする。
- ・ 研究実践園では、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に基づき、先導的な保育実践や教材の研究、幼小接続の取組を推進するとともに、すべての幼児が安心できる集団づくりや配慮を必要とする幼児への支援のあり方、園内研修や人材育成の手法等についての研究実践を行い、その成果を市内の教育・保育施設に発信する。また、発達の連続性を踏まえた保育の充実を図るべく、3 年保育及び預かり保育を実施する。
- ・ なお、公立幼稚園の再構築に関する詳細については、別途、定める。

## 公立幼稚園の再構築について（案）

令和●年●月●日  
堺市教育委員会

## 1 公立幼稚園の再構築

堺市幼児教育基本方針（令和●年改定版）では、『幼児教育の推進体制の充実に向け、公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図るためには、平成 19 年に策定した基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園の再構築が必要である。このことから、特別支援教育や幼小連携の取組、地域の子育て支援などに取り組んできたこれまでのノウハウをいかし、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とする。研究実践園では、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に基づき、先導的な保育実践や教材の研究、幼小接続の取組を推進するとともに、すべての幼児が安心できる集団づくりや配慮を必要とする幼児への支援のあり方、園内研修や人材育成の手法等についての研究実践を行い、その成果を市内の教育・保育施設に発信する。また、発達の連続性を踏まえた保育の充実に努め、3 年保育及び預かり保育を実施する。』と定めている。

このことから、適正な集団規模を確保しつつ、本市の幼児教育の推進体制の充実に向けた研究実践の機能を効果的に果たすため、別紙「研究実践園の選定」の考え方を基に「研究実践園」は、三国丘幼稚園、白鷺幼稚園、津久野幼稚園、みはら大地幼稚園の 4 園とし、「公立幼稚園の再構築」を以下のとおりとする。

なお、3 年保育及び預かり保育の実施後、在園児数や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて「公立幼稚園の再構築」を見直す。

## 《研究実践園》

| 対象園      | 方向性                          |
|----------|------------------------------|
| 三国丘幼稚園   | 令和 3 年度から、3 年保育及び預かり保育を実施する。 |
| 白鷺幼稚園    |                              |
| 津久野幼稚園   |                              |
| みはら大地幼稚園 | 令和 3 年度から、預かり保育を実施する。        |

## 《その他の幼稚園》

| 対象園     | 方向性                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 第一幼稚園   | 令和 2 年度末をもって閉園とする。                                  |
| 八田荘幼稚園  | 令和 3 年度に入園する 4 歳児の募集は実施し、令和 4 年度に入園する 4 歳児の募集は停止する。 |
| 東陶器幼稚園  |                                                     |
| 登美丘東幼稚園 | 令和 4 年度は、5 歳児クラスのための運営とし、令和 4 年度末をもって閉園とする。         |
| 北八下幼稚園  |                                                     |

## 2 公立幼稚園跡地の活用

堺市公共施設等総合管理計画や堺市子ども・子育て総合プラン等を踏まえ、子育て支援をはじめとする幅広い視点からの利活用策を検討する。

## 研究実践園の選定

## 1 研究実践園の園数について

公立幼稚園は、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、セーフティネットの役割が求められるが、少子化が進む中、子どもたちにとって望ましい集団規模のもとでその役割を果たす必要がある。そのため、公立幼稚園の在園児数の推移や市全体の将来的な1号認定区分の量の見込みを基に、研究実践園として選定する園数を検討した。

公立幼稚園の園児数は減少傾向にあり、令和元年度における4・5歳児の園児数は388人となっている。また、令和2年3月策定の堺市子ども・子育て総合プランでは令和6年度における1号認定区分の量の見込みが令和元年度の約60%となっている。これらのことから、現時点における将来の公立幼稚園の園児数を、約233人（388人×60%）と予測する。

将来の予測される園児数の受入れに対応し、かつ持続的に、適正な集団規模を確保していくために、現在の4・5歳児の1学級当たりの定員を35人と設定していることを鑑み、1園当たりの4・5歳児の定員を70人と想定した場合、研究実践園として選定する園数は4園とすることが適切であると判断した。

■公立幼稚園 園児数推移（4・5歳児）（人）

|      | H19年度<br>(方針策定時) | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
|------|------------------|-------|-------|-------|-------|------|
| 全園児数 | 1,498            | 895   | 750   | 675   | 546   | 388  |
| 園数   | 11               | 10    | 10    | 10    | 10    | 8    |

いずれも5月1日現在

■1号認定区分の量の見込み（人）

|              | R元年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1号認定<br>(全市) | 9,474 | 8,759 | 7,857 | 7,013 | 6,282 | 5,689 |

堺市子ども・子育て総合プラン（令和2年3月策定）より  
R元年度は実績

【1号認定区分】

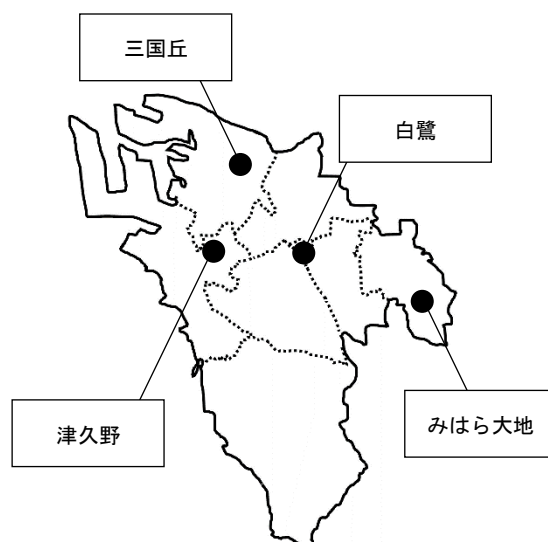
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要としない子ども。

## 2 研究実践園4園の選定について

市域において、研究実践園4園を偏りなく配置することや、子どもたちにとって望ましい集団規模で研究実践園としての役割を果たすため、過去5年間の平均園児数（4・5歳児）が多い園を選定し研究実践園とする。

選定した公立幼稚園は、公立認定こども園等と連携し、研究実践園の役割を果たす。

| 幼稚園   | 5か年平均 | 方向性   |
|-------|-------|-------|
| 第一    | —     | 閉園    |
| 三国丘   | 57    | 研究実践園 |
| 八田荘   | 52    | 閉園    |
| 東陶器   | 36    | 閉園    |
| 白鷺    | 69    | 研究実践園 |
| 登美丘東  | 51    | 閉園    |
| 津久野   | 68    | 研究実践園 |
| 北八下   | 46    | 閉園    |
| みはら大地 | 158   | 研究実践園 |



(案)

# 堺市幼児教育基本方針（改定版）

生活や遊びを通して  
しなやかでたくましく生きる力の基礎をはぐくむ

令和〇年〇月 堺市教育委員会

# 目 次

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| 1. 改定の趣旨                               | …… 1 |
| 2. 基本方針の位置づけ                           | …… 1 |
| 3. 幼児教育の基本理念とめざす方向                     | …… 2 |
| (1) はぐくみたい資質・能力                        |      |
| (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿                  |      |
| (3) 「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の<br>育成をめざして    |      |
| 4. 幼児教育に関わる施策・動向と課題                    | …… 4 |
| (1) これまでの取組                            |      |
| (2) 幼児教育を取り巻く状況の変化に伴う課題                |      |
| 5. 幼児教育の推進に当たっての基本姿勢                   | … 8  |
| 6. 幼児教育推進に向けた施策<br>～幼児教育スタンダードの確立に向けて～ | … 10 |
| 参考資料                                   |      |
| ○用語の解説                                 | … 13 |

## ■基本方針における定義など

○幼 児 教 育…3歳未満も含めた教育・保育施設での取組を主に記載している。

○教育・保育施設…幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育施設など小学校就学の始期に達するまでの者が教育・保育を受ける施設

○保 育 者…幼稚園教諭、保育士、保育教諭など教育・保育施設で幼児の教育・保育に携わる者

## 1. 改定の趣旨

本市では、平成 19 年に堺市幼児教育基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定し、すべての幼児に対し幼児教育の振興を図るための諸施策を実施してきた。

策定から 10 年以上が経過し、更なる少子化や核家族化、保育ニーズの高まりなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化してきた。平成 27 年には、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす「子ども・子育て支援新制度」が施行され、教育・保育施設の多様化が進んでいる。また、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育を保証するために、令和元年 10 月から国による幼児教育・保育の無償化が実施された。

子どもたちを取り巻く社会や環境も、大きく変化している。日々の生活において、自然にふれたり集団で遊びに没頭したりする機会が少なくなり、そのような中で得られる経験や学びが減っている。また、人工知能（AI）やロボティクスなどの先端技術が産業に取り入れられ、グローバルな社会も進展している。これまでにない変化の時代を迎えている中、自ら課題を解決していく柔軟な発想力や創造性、豊かな感性などを育てていくことが求められている。

このような社会や環境の変化に対して、あらためて幼児教育の重要性が見直され、平成 29 年 3 月に「幼稚園教育要領」と「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂、さらには「保育所保育指針」の改定（以下、「幼稚園教育要領等の改訂」という。）が行われた。幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所の 3 施設の要領と指針は、これまで以上に整合性が図られ、生きる力の基礎となる資質・能力をはぐくみ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確にして取り組むことや、小学校教育への接続をより円滑にすることが示された。小学校学習指導要領も改訂され、特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通してはぐくまれたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うことが総則に明記された。

こうした幼児教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえ、すべての幼児に対する幼児教育の一層の充実を図り、これからの時代を生きる力の基礎をはぐくんでいくため、基本方針の改定を行う。

## 2. 基本方針の位置づけ

基本方針は、「堺市マスタープラン」、「堺市 SDGs 未来都市計画」、「堺市教育大綱」、「第 2 期未来をつくる堺教育プラン」等を踏まえ、本市における幼児教育の基本的方向性を示すものとする。

また、この基本方針の実現に当たっては、幼児教育と子育ての支援の連携の重要性から「堺市子ども・子育て総合プラン」をはじめとする諸計画との整合を図りつつ、関係部局や関係機関との積極的な連携・協働を図るものとする。

### 3. 幼児教育の基本理念とめざす方向

子どもたちが明るい未来を描き、健やかに成長していくことは、変化の激しい現代社会においても重要なことである。特に幼児期は、周囲の保護者や大人からの愛情ある関わりの中で「守られている」という安心感に支えられ、自発的な活動としての遊びを通じて生涯にわたる人格形成の基礎を築いていく時期である。

幼児教育は、教育・保育施設をはじめ、家庭、地域等、様々な場で行われるものであり、あらゆる場において適切な教育環境を整え、幼児の心身の調和のとれた発達を促すことが重要である。

0歳児の段階から、安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが必要である。

特に、教育・保育施設における幼児教育は、「環境を通して行う」ことが基本であり、幼児が自ら積極的に、人やもの、自然現象など周囲の環境に関わり、体験を重ねることで、生きる力の基礎がはぐくまれるよう、計画的に環境を構成することが大切である。

#### (1) はぐくみたい資質・能力

幼児期の教育においては、幼児期の特性を踏まえ、この時期にはぐくみたい資質・能力は、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気づいたり、できるようになったことを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じてはぐくむことが重要である。

このことを踏まえ、幼稚園教育要領等の改訂では、はぐくみたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つが示された。なお、これらの資質・能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的にはぐくんでいくことが重要である。

#### (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼稚園教育要領等の改訂により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」が示された。これらは、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、前述の資質・能力がはぐくまれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるものである。

教育・保育施設においては、これらの姿を念頭に置き、それぞれの年齢の幼児にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるよう、一人ひとりの発達や生活リズムなどの個人差を踏まえつつ、5歳児までのつながりを意識した教育・保育を進めていくことが大切である。

また、これらの姿を手掛かりとして、教育・保育施設と小学校とが子どもの姿を共有するなどし、発達と学びの連続性を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが求められている。

### (3)「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成をめざして

堺市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念とし、新しい時代を担う子どもたちが、自立した人間として他と協働しながら、創造的に生き抜く力をはぐくみ、国際社会をはじめ国内外の「それぞれの世界」を舞台に挑戦していくことを願い、めざすこども像を「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」と定めている。

幼児期においては、次のことを大切に教育・保育を進めることが、しなやかでたくましい「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成につながると考える。

- ①自分のよさを知り、人とのつながりを大切にする気持ちをはぐくむこと。
- ②自ら興味をもって様々な活動に取り組む意欲をはぐくむこと。
- ③目標に向けて努力する粘り強さやチャレンジする力をはぐくむこと。
- ④地域の人と関わり、地域の文化や伝統の豊かさに気づく力をはぐくむこと。

※①～④は、『第2期未来をつくる堺教育プラン』の『めざす子ども像』を基に、大切にしたい幼児教育の方向性を示したもの。

## 4. 幼児教育に関わる施策・動向と課題

### (1) これまでの取組

本市では、子どもたちが充実した幼児期を過ごし、幼児期の学びが小学校の学びへ円滑に移行できるよう、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」や「堺市立幼保連携型認定こども園全体的な計画（教育・保育課程）」の策定、就学前の5歳児が小学校で交流活動等を行う「ワクワクひろば事業」、「就学支援ノート」の配付などを実施してきた。また、公民の教員や保育者がともに学ぶ「保幼小合同研修会」を実施するなど、公民の連携強化にも力をいれてきた。配慮が必要な幼児への支援については、民間を含め、専門家による巡回相談などを実施するとともに、乳幼児期からの一貫した継続的な支援を目的とした「あい・ふあいる」の活用も進めてきた。

一方、近年幼児教育を取り巻く状況が急激に変化する中、新たな課題に柔軟に対応した幼児教育の充実が必要となっている。

### (2) 幼児教育を取り巻く状況の変化に伴う課題

#### ■教育・保育施設の多様化と保育者の資質・能力の向上

子ども・子育て支援新制度が、平成27年に開始され、認定こども園が普及するとともに、「家庭的保育」「小規模保育」「事業所内保育」などの地域型保育事業が創設された。

教育・保育施設数が増加し、種別の多様化も進み、それぞれの施設で特色として打ち出している教育・保育内容や方法も様々であるが、各施設において「幼児教育の基本理念」を踏まえた教育・保育を進めていくことが必要である。また、それらを支える保育者の確保と、研修や管理職・中堅職員による技術継承などを通じた資質・能力の向上が求められている。

教育・保育施設数の推移

| 区分/施設数 |          | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 公立     | 認定こども園   | 1   | 1   | 1   | 19  | 19  | 17  |
|        | 保育所      | 20  | 20  | 20  | 1   | 1   | 0   |
|        | 幼稚園      | 9   | 9   | 9   | 9   | 9   | 9   |
| 民間     | 認定こども園   | 7   | 78  | 84  | 88  | 91  | 98  |
|        | 保育所      | 87  | 23  | 21  | 19  | 18  | 17  |
|        | 幼稚園      | 43  | 40  | 36  | 34  | 32  | 29  |
|        | 地域型保育事業等 | 25  | 31  | 34  | 39  | 49  | 58  |

出典：堺市調査

#### ■より円滑な小学校教育への接続

幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領の改訂により、環境を通して学ぶ幼児期の教育から、教科等の学習を中心とした小学校教育への接続の重要性が示された。保幼小合同研修会など、小学校教育への接続を円滑にする取組を行っているが、教育・保育施設における幼児の育ちや学びが、小学校教員に認識されにくい等の課題もある。子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有や、小学校入学当初にスタートカリキュラムの編成による指導の工夫を行うことなどが求められている。

## ■特別な配慮を必要とする幼児への対応

幼児数が減少している中、配慮を必要とする子どもの数は増加傾向にあり、また、児童虐待の通告受理件数は年々増えている。そして、適切な愛着の形成がなされなかったこと等により、課題を抱える幼児への支援や、国際化の進展により、海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児への支援なども求められている。幼稚園教育要領等にも特別な配慮を必要とする幼児への対応が明記されており、障害のある幼児、愛着の形成に課題のある幼児、虐待を受けている幼児、海外から帰国した幼児などへの、より専門的な理解や多面的な支援が必要となっている。

このような状況にある幼児に対して、個々の幼児の実態に応じた支援を計画的かつ組織的に行っていくとともに、すべての幼児が安心できる集団づくりへの配慮や、保護者との連携も課題となっている。

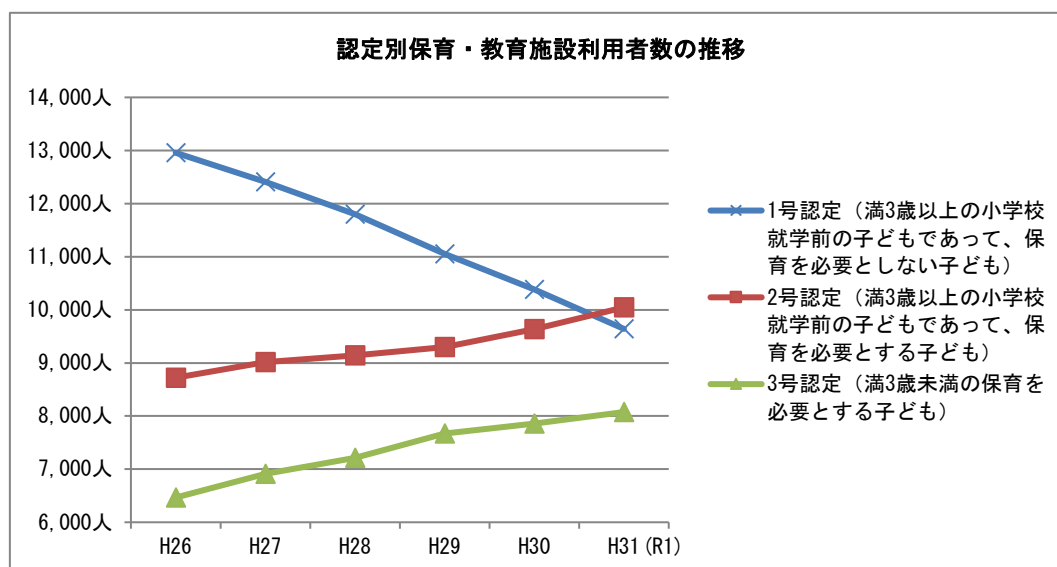
## ■教育・保育ニーズの変化や幼児教育・保育の無償化に伴う対応

平成 17 年から平成 27 年までの本市の労働力人口の推移は、全体として減少しているものの、男女別でみると、女性は増加傾向である。本市在住の 1 号認定子どもは減少傾向にあり、2、3号認定子どもは増加傾向にあるのも、このことが要因の一つと考えられる。

また、幼児教育の重要性や少子化を背景に、国はこれまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取組を一気に加速させるとし、令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までのすべての子ども及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の無償化を実施している。

本市では、国が段階的に進めてきた無償化の取組に加え、独自に第 3 子以降の保育料無償化や無償化の第 2 子への拡充を実施しているが、令和元年 10 月からの国の無償化の実施も相まって、更なる保育ニーズの伸びが見込まれることから、これに対応すべく、平成 30 年度からの 4 年間で、3,600 人分を超える保育の受け入れ枠を拡大する計画を進めている。

一方、施設類型によっては、在園児数が減少し、集団における活動を基礎におく幼児教育の効果が十分に発揮できなくなることも想定される。



出典：堺市調査

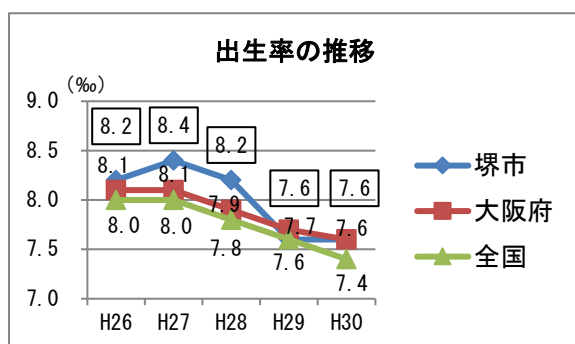
## ■更なる少子化・核家族化に伴う対応

本市における出生率は、これまで全国や大阪府と比べると高い値で推移していたものの、平成 30 年では 7.6‰と低下している。

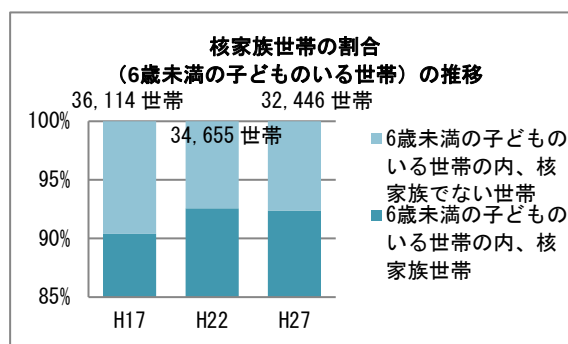
また、6 歳未満の子どものいる世帯数について、平成 17 年と平成 27 年を比較すると、世帯数と核家族世帯数はいずれも減少しているが、世帯数に占める核家族の割合は、90.4% から 92.4%に増加している。

なお、母子世帯数や父子世帯数について、平成 17 年と平成 27 年を比較すると、父子世帯数と母子世帯数の合計数についても増加している。

これらのことから、子ども同士の交流や異年齢交流の機会の減少や家庭での様々な生活体験の不足等が課題となっている。保護者にとっても子育ての不安や負担感、孤立感が生じやすくなる環境であり、これまで以上に保護者支援を推進していくことが必要である。



出典：厚生労働省「人口動態統計」



出典：総務省「国勢調査」

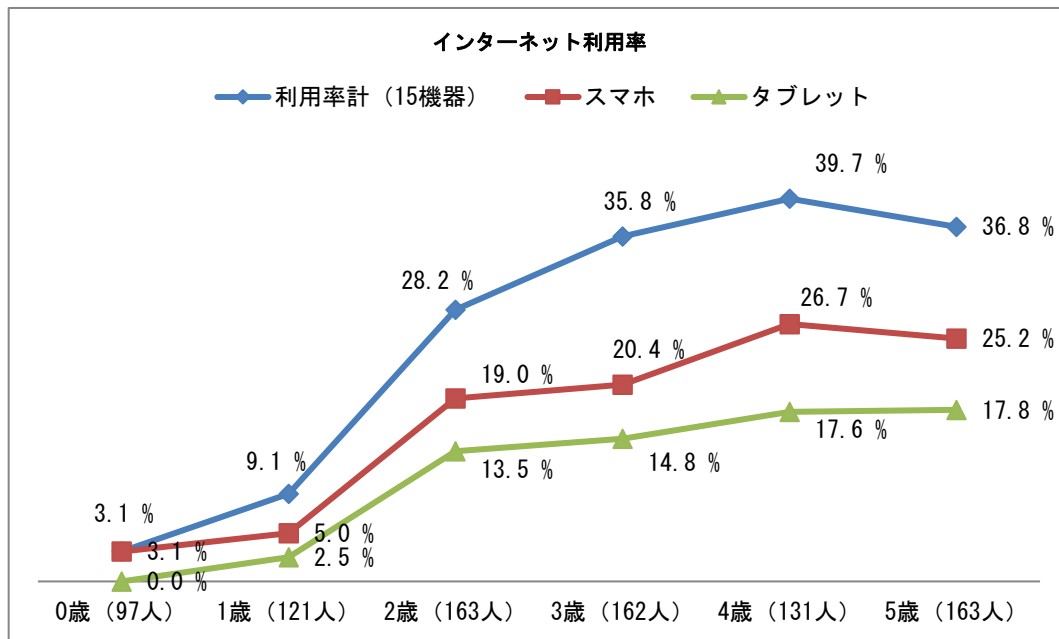
## ■スマートフォンやタブレットなどのメディア（IT 機器）普及に伴う対応

近年、幼児がスマートフォンやタブレットに接する機会が増えている。内閣府「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査（平成 29 年 5 月）」によると、インターネット利用率（内訳は、スマホ、タブレットの利用率を順に示している。）は、1 歳で 9.1%（5.0%、2.5%）、2 歳で 28.2%（19.0%、13.5%）、3 歳で 35.8%（20.4%、14.8%）と、低年齢層からの利用が少しずつ顕著になってきている。

このような低年齢層からの利用については、様々な背景が考えられる。例えば、なかなか泣き止まない赤ちゃんにアプリを見せる、保護者が用事をしている間に、動画やゲームアプリなどで待たせるなど、保護者によって、幼児が見たり触れたりする機会が増えていることもその一つである。また、保護者自身にとっても、子育ての情報や悩みにおいて頼るツールになっており、間違った情報に流されたり、情報収集に時間を割くことで子どもとのふれ合いが少なくなったりしているおそれがある。

幼児期は、親や身近な人との触れ合いを通して人に対する信頼感をもち、愛着の形成へとつながる大切な時期である。しかし、スマートフォンやタブレットといったメディアを長時間利用することで、人と触れ合う機会や、様々な実体験を通じて感動したり、時には失敗したりといった経験などが少なくなっている。それにより、情緒の安定が図られなかったり、

成長の過程で自然に培われる共感性や想像力が弱くなったりすることが危惧される。



出典：内閣府「平成 29 年 5 月 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」

#### ■SDGs における教育関連目標への対応

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の大きな考え方の一つには、「誰一人取り残さない社会を実現する」ことが掲げられており、17 のゴールのうち教育分野における目標には、「誰もが公平に、良い教育を受けられるように、また、一生にわたって学習できる機会を広げる」ことが掲げられている。これらの目標達成に向け、わが国における SDGs 推進本部では、自治体においても取組を推進するため、29 都市が「SDGs 未来都市」として選定され、本市もその一つの市として選定された。

推進本部が掲げる「SDGs 実施指針」における 8 つの優先分野の一つに「あらゆる人々の活躍の推進」が掲げられている。その中の「次世代の教育振興」で、幼児教育の振興については「家庭の経済状況に左右されることなく、すべての子どもに質の高い幼児教育を受ける機会を保証すべく、幼児教育の無償化を一気に加速するとともに、その質の向上に取り組む」とされている。

SDGs における考え方、また、教育関連の目標を理解し、幼児教育においても教育・保育施設の種別を問わず、すべての子どもがひとしく質の高い幼児教育を受けることができるようにする必要がある。

## 5. 幼児教育の推進に当たっての基本姿勢

先に示した幼児教育の基本理念に基づき、周囲からのたくさんの愛情ある関わりとともに、適切な環境を整え、生活や遊びを土台とした質の高い幼児教育に本市全体で取り組んでいく必要がある。

幼児教育の基本理念のもと、「生活や遊びを通して、しなやかでたくましく生きる力の基礎をはぐくむ」ことを本市の幼児教育推進の基本目標とし、幼児教育を取り巻く様々な状況の変化や課題を踏まえ、5つの基本的方向性を定め、幼児教育を推進する。

### ■すべての幼児に対する質の高い幼児教育を推進します

幼児期においては、自尊感情や粘り強さ、挑戦する力といった非認知的能力（学びに向かう力）を身に付けることが、その後の人生に大きな影響を与えていると言われる。自分の生活を離れ、知識や技能を一方的に教えられ身に付ける時期ではなく、生活の中での興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、必要な力が培われる時期である。小学校教育の先取りをするのではなく、自発的な活動である遊びを通して、自ら考えようとし、意欲や粘り強さをもって取り組もうとする姿勢など、幼児期にはぐくみたい資質・能力を総合的にはぐくむことが大切である。

そのためには、保育者が幼児の発達を見通し、その時期にふさわしい体験が積み重ねられるよう環境構成を工夫するとともに、生活や遊びの中の学びを見とり、一人ひとりの幼児に応じた適切な援助を行うことが求められる。保育者の更なる資質・能力の向上や、施設間の連携・相互理解を図ることで、教育・保育施設の種別や設置主体を問わず、すべての幼児に対する質の高い幼児教育を推進する。

### ■自尊感情をはぐくみ、互いを尊重し合える豊かな人権感覚を育成します

幼児期においては、たくさんの愛情を注がれながら周りの大人や友だちと関わることで、自分が大切にされていることを実感し、安心して自分の思いを出して遊ぶようになる。その中で、徐々に周囲と心を通わせる心地よさを味わい、刺激を受けながら自分の世界を広げていく。さらに、友だちとの関わりが深まるにつれ、自分とは異なる友だちの思いやよさに気づき、認め合えるようになる。

このような発達の過程を踏まえた教育・保育を進めることで、人権感覚の基盤となる自尊感情をはぐくむとともに、自分も周りの人々も大事にし、互いを尊重し合える心を育てる。

また、そのためには、幼児の身近にいる保育者が、豊かな人権感覚を身に付ける必要がある。保育者の言動は、幼児の成長に大きな影響を及ぼすことから、保育者が自らの人権意識を絶えず見直し、人権意識を高められるような研修等を推進する。

### ■子ども一人ひとりを大切に、安心できる集団づくりを進めます

幼児期においては、子どもたちを取り巻く生活環境や背景も様々で、それらに伴った個々の特性や発達段階の違いもある。一人ひとりが多様であることを前提に、幼児理解に基づき、個に応じた教育や支援を行うとともに、子どもたちが互いを認め合い、安心できる集団づくり、さらには、誰にとってもわかりやすい教育・保育づくりを進める。

また、幼児理解を深め、状況に応じた的確な支援を行うため、保護者との信頼関係を築き、連携を図る。

### ■発達と学びの連続性を踏まえ、小学校教育への円滑な接続を図ります

幼児期における生活や遊びを通した育ちや学びは、小学校以降の学びの基礎となるものであり、本市としても、幼児期の教育と小学校教育の相互理解を深めながら、円滑な接続ができるように、小学校との交流活動等に取り組んできた。平成 29 年に告示された幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領においても、幼小接続の重要性が改めて示されている。

幼児期においては、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に示したとおり、接続期に大切にしたい5つの生活と遊び（①楽しく体を動かす②ねばり強く取り組む③豊かな言葉を身に付ける④数に親しむ⑤決まりを守って生活する）を堺のスタンダードとして重点的に取り組む。また、小学校においても、スタートカリキュラムを編成して幼児期の豊かな育ちと学びを踏まえた教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようにする。あわせて、教育・保育施設と小学校との交流をより充実させることで、幼小の円滑な接続を一層推進する。

### ■子どもと家庭・地域が共に育つ「横にひろがる教育」をめざします

幼児期は、家庭での生活習慣や生活リズムの確立が大事である。保護者が子どもと一緒に体験し学ぶことや保護者同士の交流等を通じて、保護者や地域の教育力を高めることも重要である。家庭や保護者をとりまく様々な生活環境が変化する中、教育・保育施設においては、その専門性を生かし、保護者に寄り添い、悩みや課題に共感し、共に解決していけるような環境や体制を整えることが必要である。

教育・保育施設で直接幼児に対して行う教育だけではなく、地域における子育ての支援として、保護者の学びの支援や、地域における子育て相談、未就園・未入所の保護者の交流の場の提供など、家庭や地域、関係機構と連携し、幼児が生活するあらゆる場での幼児教育の充実を図る。

## 6. 幼児教育推進に向けた施策 ～幼児教育スタンダードの確立に向けて～

幼児教育の基本理念や堺市のめざす幼児教育について、保護者や地域も含め、理解を広げていくとともに、幼児教育を中心的に担う教育・保育施設は、小学校や関係機関等と連携しながら、その教育内容の充実を図る必要がある。また、本市のめざす方向を明確にしながら、幼児教育の充実のための取組や支援に向けた公の役割を再検討し、本市全体の幼児教育の推進体制を構築していく必要がある。

公民連携のもと、すべての幼児に対するスタンダードな幼児教育を着実に推進していくため以下の取組を進める。

### 【主な取組】

#### ■研修の充実

- 公民すべての保育者を対象とする研修を拡充し、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の普及・啓発に努めるとともに、課題に即した実践的な研修を取り入れるなど、研修内容を充実させる。
- 保育者の幼児理解を深め資質向上を図るとともに、カリキュラムマネジメントを通して教育・保育の質の向上をめざすため、園内研修の実施を推進する。

#### ■幼小の連携・接続の強化

- 「ワクワクひろば事業」などの幼小交流の充実や、情報交換の窓口となる幼小連携の担当者を各教育・保育施設や小学校に位置づけるなど、幼小連携や接続を強化する。
- 教育・保育施設と小学校の教職員が互いの教育・保育内容に対する理解を深め、発達の連続性を踏まえた教育・保育の推進を図るため、保幼小合同研修会の充実を図る。
- 小学校におけるスタートカリキュラムの改善を進めるとともに、幼小の連携や接続の強化に関する先進的事例を発信する。

#### ■一人ひとりの幼児に応じた教育の推進

- 配慮を要する幼児への適切な支援や、配慮を要する幼児を含めたすべての幼児が安心できる集団づくりを進めるため、専門性の向上を目的とした研修や専門家による巡回相談を充実させる。
- 保育のユニバーサルデザイン化の促進に向け、効果のある取組等の共有化を進める。
- 「あい・ふぁいる」などを活用し、家庭や関係機関と連携を図るとともに、小学校での個別の教育支援計画の作成につなげていくことで、切れ目ない支援ができるようにする。また、保健センターなどとも連携しながら、保護者に対する相談・支援の充実を図る。
- 外国人の子どもなどが園生活に適應するよう配慮するとともに、就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続等の情報提供、配布書類の多言語化などを推進する。

## ■子育ての支援の充実

- 教育・保育施設で「未就園児招待」や「園庭開放」の機会を設け、保護者同士がつながる場づくりを進めるとともに、育児相談や育児・親育ち講座などを実施する。また、かかりつけ保育園として登録する「マイ保育園事業」や就労・育児疲れ解消のリフレッシュのための「一時預かり事業」において子育ての負担感の軽減や孤立化を防ぐ取組を推進する。
- 教育・保育施設以外では、就学前の子どもとその保護者が気軽に集い、交流し、子育ての相談や子育てに関する情報・知識を得ることができる場として、身近な地域に「みんなの子育てひろば」や「区役所子育てひろば」（堺区を除く。）、「堺市つどい・交流のひろば」（キッズサポートセンターさかい内（堺区））を開設することにより、子育ての負担感の軽減や孤立化を防ぐ取組を推進する。
- 育児総合ガイドブック「いきいき堺っ子」を保健センターでの妊娠届出時に面接しながら全員に配布するなど、子育てに関する情報をきめ細やかに提供する。
- 保護者に対する対応や支援について、保育者が情報交換や研修をする場を充実させる。
- 就学支援ノートの配付をはじめとする子育てに関する情報発信や、ブックスタート事業などを通じ、親子の関わりについて保護者の気づきを促し、家庭の教育力向上をめざす。

## 【主な取組を支える推進体制づくり】

### ■幼児教育センター機能の構築

- 教育・保育施設に対する体系的な研修や助言・相談業務、研究実践の推進とその成果の発信、家庭教育や子育ての支援を含め幼児教育に関する情報提供などを中核的に行う幼児教育センター機能を構築する。

### ■幼児教育アドバイザーの派遣

- 経験豊富な元幼稚園長等を、幼児教育アドバイザーとして教育・保育施設へ派遣し、園内研修の支援等を行う。

### ■ミドルリーダーの育成

- 市内の教育・保育施設の保育者による情報交換や共同での事例研究を促進し、各施設のミドルリーダーとなる人材を育成する。

### ■公立の教育・保育施設における研究実践機能の強化

- 市内すべての教育・保育施設の連携のもと、質の高い幼児教育を推進し取組を広げていくため、公立の幼児教育・保育施設においては、幼稚園教育要領等に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、本市全体の幼児教育の課題やニーズを踏まえた実践的な研究やモデルとしての先導的な取組を行う。また、その成果の蓄積と発信を行うなど、幼児教育センター機能の充実を図るための中核的な役割を担う。

### 【公立幼稚園の再構築】

幼児教育の推進体制の充実に向け、公立の教育・保育施設の研究実践機能の強化を図るためには、平成 19 年に策定した基本方針で「条件の整ったところから順次廃止する」と定めた公立幼稚園の再構築が必要である。

このことから、特別支援教育や幼小連携の取組、地域の子育て支援などに取り組んできたこれまでのノウハウをいかし、本市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割や、配慮を必要とする幼児の受入れなどセーフティネットとしての役割を担うため、一部の公立幼稚園を存置し、研究実践園とする。

研究実践園では、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に基づき、先導的な保育実践や教材の研究、幼小接続の取組を推進するとともに、すべての幼児が安心できる集団づくりや配慮を必要とする幼児への支援のあり方、園内研修や人材育成の手法等についての研究実践を行い、その成果を市内の教育・保育施設に発信する。また、発達の連続性を踏まえた保育の充実を図るべく、3年保育及び預かり保育を実施する。

なお、公立幼稚園の再構築に関する詳細については、別途、定める。

## 参考資料

### ○用語の解説

#### ■あ行

| 用語             | 解説                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あい・ふあいる（P4、10） | 特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期から成人期までの教育、保健、医療、福祉等に関する情報を記録できるファイル。関係機関が本人の状況を正確に把握し、適切な支援を行うために活用するもの。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| いきいき堺っ子（P11）   | 様々な子育てに関する情報を提供することにより、子育ての悩みや不安を少しでも解消し、楽しく、いきいきと子育てができるように作成された子育て情報誌。育児の基礎的な知識や幼稚園、保育所、認定こども園、子育てサークルや遊び場、制度など子育てに関する細かな情報を提供している。保健センターでの妊娠届出時に面接しながら配付しているほか、関係機関において、転入者への配付も行っている。                                                                                                                                                                      |
| 育児・親育ち講座（P11）  | 家庭での教育について、保護者が自ら学び育つ「親育ち」の視点で、保育所、認定こども園において生活リズムや健康に関することや、保護者の学びや交流活動の場づくりも含め、遊びや手作りおもちゃなど子どもに関してのいろいろな子育て情報の提供をしている講座。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 一時預かり事業（P11）   | 保護者が就労（平均週3日程度）や疾病、介護、冠婚葬祭、その他の理由（育児疲れ解消のためのリフレッシュなど）で家庭での育児に困ったとき、保育所、認定こども園で子どもを一時的に預かる事業。                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| SDGs（P1、7）     | 2015年9月、ニューヨークで開かれた国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすもので、2016年から2030年までの15年間に、貧困や不平等・格差、気候変動、資源の枯渇、自然破壊などの様々な問題を根本的に解決し、私たちの生活をよりよくすることをめざす世界共通の17の目標（Sustainable Development Goals）。国においては、SDGs推進本部会議を立ち上げ、SDGs実施指針が策定された。持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者をめざすことをビジョンとして掲げている。本市においても、SDGsの達成に向けた取組を推進するため、平成30年8月に「堺市SDGs未来都市計画」を策定している。 |
| 園庭開放（P11）      | 幼稚園、保育所、認定こども園における子育て支援活動の一環として、入園前の子どもとその保護者を対象に、園庭あるいは一部の施設を開放し、子どもの遊び場、保護者の交流の場とするもの。                                                                                                                                                                                                                                                                       |

#### ■か行

| 用語                 | 解説                                                                                              |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カリキュラムマネジメント（P10）  | 園の教育・保育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、園の教育課程・全体的な計画を編成・実施・評価し、改善を図るといった一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。       |
| 区役所子育てひろば（P11）     | 就学前の子どもとその保護者が交流できる常設の「子育てひろば」。区役所庁舎内（堺区を除く。）で開設しており、子育ての相談や子育てに関する講習なども行っている。                  |
| 子ども・子育て支援新制度（P1、4） | 幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度であり、質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供や、保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実を目的に平成27年4月から施行された。 |

|                |                                                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個別の教育支援計画（P10） | 障害のある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、一人ひとりについて作成する支援計画。 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ■さ行

| 用語                                | 解説                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 堺市教育大綱（P1）                        | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられるもの。堺市総合教育会議において協議・調整を経て、堺市マスタープランの基本方針を踏まえ、教育分野における目標と重点方針を定めたもの。平成28年2月策定。                                                  |
| 堺市子ども・子育て総合プラン（P1）                | 子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画として策定。本市の他の子育て関連計画を包含した計画であり、妊娠・出産から子育て期に至る切れ目のない子育て施策を総合的に推進している。                                                                                               |
| 堺市つどい・交流のひろば（P11）                 | 約800冊の絵本を配架する「えほんの森」や、授乳室・オムツ替え室を備えた「赤ちゃんひろば」など、子育て家庭が集まり、憩い・交流できる場。また、心理士などの専門スタッフが子育てに関する様々な相談に応じるとともに、大阪大学と連携して発達に関する支援も行っている。                                                     |
| 堺市マスタープラン（P1）                     | 本市の基本計画。今後の変革に向けた都市経営の基本戦略として策定。堺市総合計画「堺21世紀・未来デザイン」の基本構想の下、今後のまちづくりの基本的な方向性と取組を示し、従来の基本計画と実施計画の要素を併せ持つ。現在のマスタープランは平成23年3月策定。                                                         |
| 堺市立幼保連携型認定こども園全体的な計画（教育・保育課程）（P4） | 堺市立幼保連携型認定こども園における教育・保育理念のもと、「認定こども園法」第9条に規定する「教育及び保育の目標」の実現に向け、作成された計画（教育・保育課程）。                                                                                                     |
| 就学支援ノート（P4、11）                    | 義務教育への円滑な接続を図るため、就学前の5歳児の保護者等に、小学校入学に向けての様々な情報を提供するための冊子。「わくわくスタート堺っ子」と称し、毎年発行している。                                                                                                   |
| 小学校学習指導要領（P1、4、9）                 | 全国どここの小学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準。平成29年に新しい指導要領が告示され、令和2年度から全面实施される。                                                                                                        |
| 人工知能（AI）（P1）                      | AIはartificial intelligenceの略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。                                                                               |
| スタートカリキュラム（P4、9、10）               | 小学校へ入学した子どもが、遊びや生活を通じた幼児期の学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことができるようになるためのカリキュラム。入学当初にスタートカリキュラムを編成し、生活科を中心に他教科等を組み合わせた授業など指導の工夫を行うことや、10～15分程度の短い時間で時間割を構成するなど弾力的な時間割の設定を行うことなどが求められている |

## ■た行

| 用語                                  | 解説                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2期未来をつくる堺教育プラン<br>(P1、3)           | 教育基本法第17条第2項の規定に基づく地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的計画のこと。平成22年度に策定した「未来をつくる堺教育プラン」を承継、発展させるとともに、堺市教育大綱を踏まえて、平成28年度から令和2年度までの教育の充実に向けた基本的な方向性を定めたもの。平成28年2月策定。 |
| 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育）<br>(P4) | 主に3歳未満児の保育需要に対応するため平成27年度に開始した「子ども・子育て支援新制度」で認可事業として新しく創設された比較的小規模な保育施設（事業）。本市では小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業の3類型を実施している。                                      |

## ■な行

| 用語           | 解説                                                                                                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定こども園（P1、4） | 幼稚園と保育所両方の機能をあわせもち、教育・保育を一体的に行う施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う機能を備える施設として都道府県等から認定を受ける。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の4類型がある。 |

## ■は行

| 用語                      | 解説                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非認知的能力（P8）              | 読み、書き、計算など、学力テスト等で数値化される認知能力とは異なり、自信や自尊心、自己抑制、粘り強さ、思いやり、協調性など、数値化されにくい能力のこと。「学びに向かう力」や「社会情動的スキル」などとも表現されている。                                                                                         |
| ブックスタート事業（P11）          | 地域の保健センターで行われる0歳児健診等の際に、赤ちゃんとも保護者に絵本の大切さを伝え、絵本を手渡す運動。本市では、各区において区役所と保健センターが連携し、BCG接種・4か月児健康診査時に、図書館による啓発冊子・ブックリストの配付、絵本の読み聞かせ等の啓発と合わせて行っている。                                                         |
| 保育所保育指針（P1）             | 保育所における保育内容や運営等について定めたもの（厚生労働省）。平成29年3月に改定が公示され、平成30年4月より施行。保育所が「幼児教育を行う施設」として位置づけられ、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領との整合性が図られた。また、3歳未満児の保育に関する記述が大幅に追加されるとともに、健康及び安全の記載の見直し、子育て支援の必要性、職員の資質・専門性の向上などが盛り込まれている。 |
| 保育のユニバーサルデザイン化<br>(P10) | 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするというユニバーサルデザインの考え方を保育に活用し、すべての子どもにとって過ごしやすい環境を整え、遊びや生活をしやすくすること。                                                                                     |

|                 |                                                                                                                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保幼小合同研修会（P4、10） | 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の教職員を対象に行う研修。幼小接続の重要性について、講演やグループワークを通して双方の教職員がともに学んだり、情報交流をしたりすることで、相互の教育・保育の内容や方法、子どもの育ちについて理解を深め、幼児期における遊びを通した育ちと小学校以降の学びの円滑な接続を図ることを目的として実施している。 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ■ま行

| 用語              | 解説                                                                                                                           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| マイ保育園事業（P11）    | 妊娠中の方や子育て中の方が抱える不安や悩みを軽減・解消するため、登録者に対し、身近な保育所、認定こども園が「かかりつけの園」として、各種子育て支援サービス（情報提供・育児相談・園庭開放・一時預かり）を提供するもの。                  |
| 未就園児招待（P11）     | 幼稚園、保育所、認定こども園等に入園する前の子どもと保護者を対象に、遊び場の提供や、保育体験を目的として実施するもの。園庭や保育室での遊びを経験できるとともに、園の様子を知ることができる。                               |
| みんなの子育てひろば（P11） | 就学前の子どもとその保護者が交流できる常設の「子育てひろば」。空き店舗や地域の会館、マンションの一室などで開設。NPO 法人、社会福祉法人などの団体が、市からひろば運営経費の補助を受け運営しており、子育ての相談や子育てに関する講習なども行っている。 |

## ■や行

| 用語                         | 解説                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼児教育堺スタンダードカリキュラム（P4、9、10） | 市内のすべての教育・保育施設における幼児教育の質の向上と、幼児期の育ちと小学校以降の学びの円滑な接続を目的として、平成 22 年度に堺市が独自に作成したもので、平成 29 年度に改訂。幼稚園教育要領等の改訂など国の動向を踏まえた幼児教育の在り方や、指導の実践事例などを示している。                                                        |
| 幼稚園教育要領（P1、2、4、5、9、11）     | 幼稚園の教育課程の基準を定めたもの（文部科学省）。平成 29 年 3 月に改訂が公示され、平成 30 年 4 月より施行。「環境を通して行う教育」という基本は変わらないとし、新たに、はぐくみたい資質・能力の明確化、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有などによる小学校教育との円滑な接続、幼児理解に基づいた評価の在り方、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実などが総則で追記された。 |
| 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（P1）     | 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの（内閣府）。平成 29 年 3 月に改訂が公示され、平成 30 年 4 月より施行。教育及び保育を行う施設として、幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性が図られるとともに、「多様な保育時間や保育経験の子ども」に対する対応について修正が加えられた。また、「子育ての支援」の項目が独立して示された。       |

## ■ら行

| 用語         | 解説                    |
|------------|-----------------------|
| ロボティクス（P1） | ロボット及びそれに関する学問、技術の総称。 |

## ■わ行

| 用語               | 解説                                                                                                                                                  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワクワクひろば事業（P4、10） | 小学校以降の教育活動への円滑な接続と、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携強化を目的として、就学前の5歳児が小学校施設で交流活動等を行う事業。子どもが安心して入学を迎えることができるように、行事への参加、遊びを通じた児童との交流、授業見学や授業体験など、各学校が実態に応じて行っている。 |

## 堺市幼児教育基本方針

令和〇年〇月発行

堺市教育委員会事務局 学校管理部 教育環境整備推進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL (072) 228-9255 (直)

FAX (072) 228-7487